

平成28年度調達等合理化計画自己評価

課題		評価指標	実施内容	達成状況	効果	今後の課題・対応方針	
一者応札・応募の改善	発注見通しの事前公表	「発注見通し」の掲載対象案件に対する掲載件数 (前年度実績比率以上)	<p><平成28年度> 工事以外:65件 工事:2件 掲出可能な案件については、全て掲出した。</p> <p><平成27年度> 工事以外:0件 工事:15件</p>	○	<p>昨年、実施できなかった工事以外の契約についても掲載することができた。また、計画においては、四半期ごとに掲載内容を更新することとなっているが、自主的な取組として、毎月掲載内容を更新した。</p>	競争性がさらに拡大されたと考えられる。	毎月の掲載内容更新については、今後も引き続き実施していく。
	一者応札・応募となった原因等の把握	「意見聴取」の対象案件に対する聴取実施件数 (前年度実績比率以上)	<p><平成28年度> 23件 一者応札・応募案件(64件)のうち、複数者に資料配布した全ての案件で意見聴取実施</p> <p><平成27年度> 57件 一者応札・応募案件(102件)のうち、複数者に資料配布した全ての案件で意見聴取実施</p>	○	目標どおり取り組むことができた。	一者応札・応募となった原因等の把握をすることで、今後の一者応札・応募の改善に活用することができた。	「意見聴取」の内容を一者応札・応募の改善に活用する。
	随意契約事前確認公募への移行検証	移行検証対象案件に対する検証実施件数 (前年度実績比率以上)	<p>移行対象対象件数:16件 移行検証件数:9件 (移行件数:4件)</p>	○	<p>平成28年度第2回契約監視委員会において、2年連続で1者応札となっている契約のうち、9件について移行検証を行い、次回契約より、随意契約事前確認公募による特命随意契約とすることとした。当該9件について、随意契約実施にあたり、再度、随意契約することの適否について検討したところ、随意契約することが適正である契約は4件であった。よって、当該4件について、随意契約事前確認公募による特命随意契約を実施することとした。</p>	特命随意契約すべき案件について、特命随意契約に移行したことにより、1者応札案件が減少した。	契約監視委員会における、随意契約事前確認公募への移行検証時の調達管財課における検討をより精度を上げて行っていく。
競争性の拡大	オープンカウンタ方式の実施	オープンカウンタ方式の実施件数 (前年度実績件数以上)	<p><平成28年度> 実施件数:8件 (財務部5件、西が丘3件) <平成27年度> 実施件数:1件 (西が丘1件)</p>	○	昨年度と比較してより多くの案件でオープンカウンタ方式見積合せを実施することができた。	少額随意契約についても競争性が拡大された。	引き続き、オープンカウンタ方式見積合せが可能な案件については実施していく。

課題	評価指標	実施内容	達成状況	効果	今後の課題・対応方針		
随意契約に関する内部統制の確立	新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された適正契約検証チームに報告し、JSC会計規則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする	点検対象案件に対する点検実施件数 (前年度実績比率以上)	<p><平成28年度> 実施率:100% 対象案件:64件 実施件数:64件</p> <p><平成27年度> 実施率:100% 対象案件:16件 実施件数:16件 *平成27年12月より本運用開始</p>	○	随意契約事前点検について適正に実施することができた。	より適正に随意契約案件について検証することができた。	随時、必要に応じて制度の見直しを行っていく。
不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組	事業担当部署から契約担当部署への事前付議(スケジュール管理)の徹底	当該取組の実施状況	年間継続して実施	○	事業担当部署から契約担当部署への事前付議について適正に実施することができた。	事業担当部署、契約担当部署双方でスケジュール管理することにより、不適切な契約手続の再発が防止された。	随時、必要に応じて制度の見直しを行っていく。
	出納手続における内部牽制の実施(チェックの徹底)	当該取組の実施状況	年間継続して実施	○	出納手続における内部牽制について適正に実施することができた。	契約担当部署と出納担当部署との内部統制を徹底したことにより、適切な手続を経ずに支払われた案件はなかった。	随時、必要に応じて制度の見直しを行っていく。
	監督、検査の見直し	当該取組の実施状況	<p>新国立競技場整備事業における工事及び設計・コンサルティング業務の契約に係る監督・検査職員の命免及び検査調書の作成等に関する細則を制定(8/22)</p> <p>「独立行政法人日本スポーツ振興センター契約に係る監督及び検査に関する細則」を制定(3/31)</p> <p>契約マニュアル(監督編、検査編)を作成(3/31)</p>	○	<p>合理性・妥当性の観点から、監督・検査について見直しをすることができた。</p> <p>その実施については、新国立競技場整備事業における工事及びコンサルティング業務については8月から実施することができた。</p>	契約の適正性がさらに確保されることが期待できる。	「契約に係る監督及び検査に関する細則」に基づいた監督・検査を行っていく。
契約事務マニュアル(契約担当者用)の作成	契約事務マニュアル(契約担当者用)を作成し、各契約部門に対して説明会等を開催する等、共有化を図るとともに実践する	当該取組の実施状況 (マニュアル作成、説明会実施回数)	<p>契約マニュアル(一般競争入札編、少額随意契約編)を作成(3/24)</p> <p>契約マニュアル(少額随意契約編)について、契約を実施している部署に対して説明会を3回実施(西が丘管理部会計課、各支所、登山研修所)</p>	○	<p>「契約マニュアル(少額随意契約編)」については、他契約部署と調整を行い作成した。また、その内容について各契約部署に対して説明を行ったうえで、共有することができた。</p> <p>調達管財課において、業務上必要となる「契約マニュアル(一般競争入札編)」についても作成することができた。</p>	<p>マニュアル作成により、各契約部署や契約担当者間で事務運用を統一することができた。</p> <p>人事異動、新規採用等により契約事務担当者等に変更が生じた際、速やかに契約事務に取り掛かることができる。</p>	<p>契約マニュアルをより充実させていく。</p> <p><平成29年度以降作成予定マニュアル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特命随意契約編 ・総合評価落札方式編 ・企画競争編 ・予定価格編 ・契約書作成編 ・検査編(詳細版) ・財務会計システム編
建設工事契約の適正化の推進	建設工事の契約関連事務については、文部科学省等が定める建設工事等の契約関連事務処理に関する通知等に準じて適切に取り扱う等、適正な実施の推進を図る	当該取組の実施状況	年間継続して実施	○	文部科学省等が定める建設工事等の契約関連事務処理に関する通知等が発出された場合は、所要のセンター規定の改正した。	所要の規定改正を行うことを通じて、建設工事契約の適正化の推進を図ることができた。	随時、必要に応じて規定の見直しを行っていく。